

丹波市一般廃棄物処理基本計画 【概要版】

平成 2 9 年 3 月

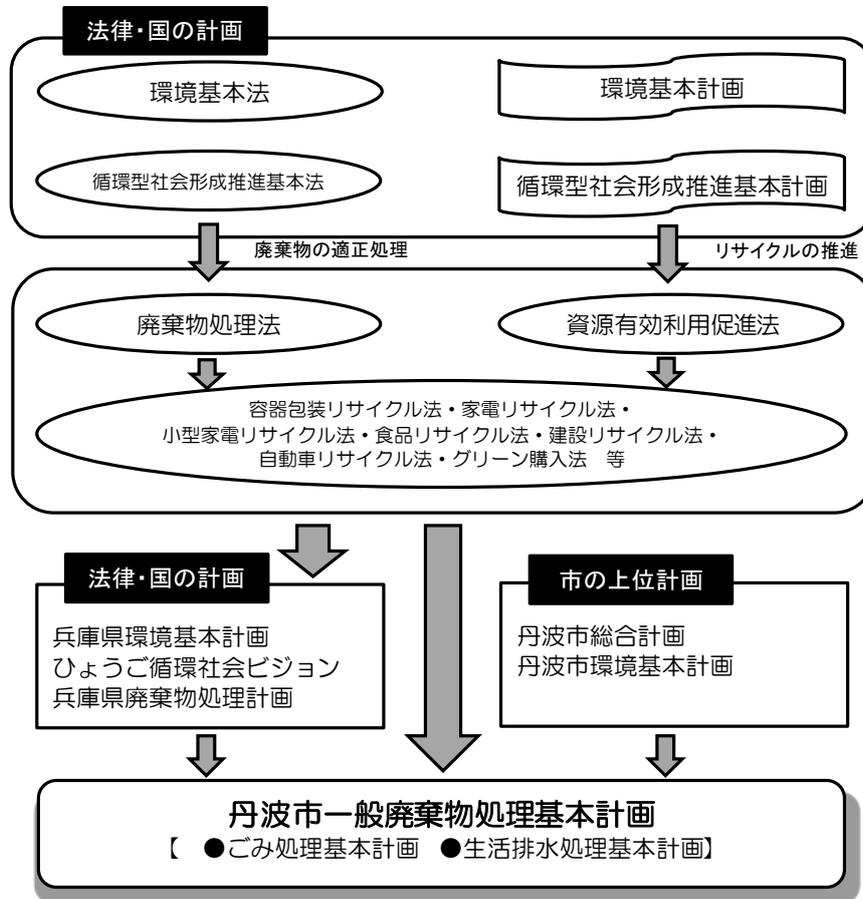
丹 波 市

目 次

第1部	総論	1
1	一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	計画の性格と役割	1
4	本市の位置	2
5	人口および世帯数の推移	2
6	観光	3
7	交通網	3
第2部	ごみ処理基本計画	4
1	ごみ処理の状況	4
2	ごみ処理基本計画	13
第3部	生活排水処理基本計画	20
1	生活排水処理の状況	20
2	生活排水処理基本計画	24

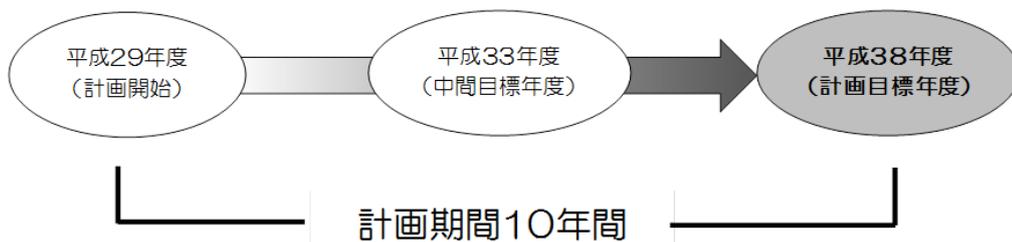
1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

◆図1 位置づけ



2 計画の期間

◆図2 計画の期間



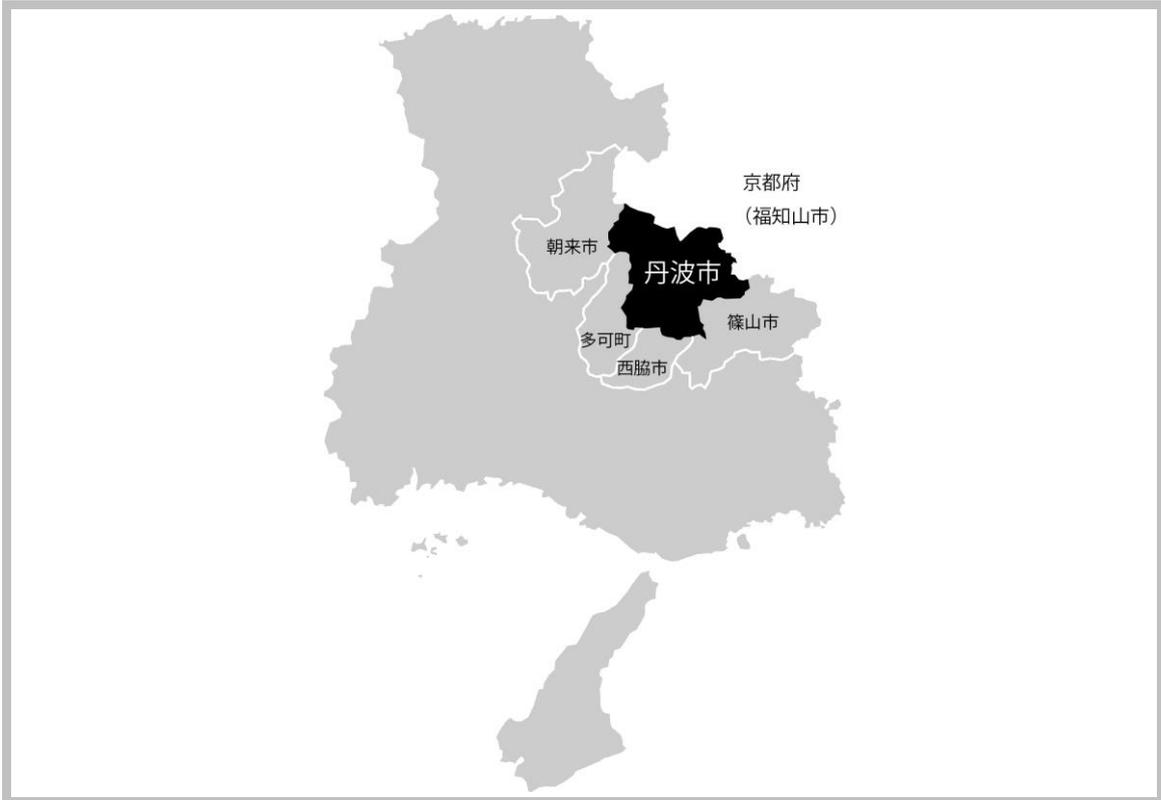
3 計画の性格と役割

本計画は、本市の一般廃棄物の処理に関して、総合的かつ中長期的な視点に立って必要な施策を推進するための基本方針であり、今後の清掃行政執行のための目安を設定したものである。

したがって、本計画をもとに、市民・事業者・行政が一体となって具体的な行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物処理に関する施策を推進するものとする。

4 本市の位置

◆図3 位置図

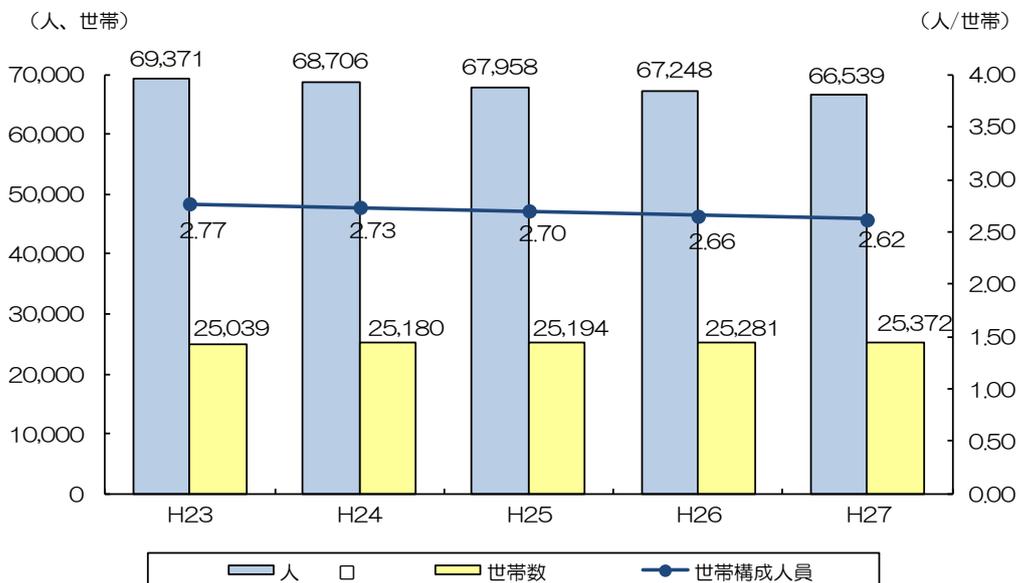


5 人口および世帯数の推移

本市の人口・世帯数の推移は、人口では緩やかな減少傾向、世帯数では緩やかな増加傾向となっている。

1世帯当りの人数については2.77人/世帯（平成23年度）から2.62人/世帯（平成27年度）となっており、世帯の小規模化が進んでいる。

◆図4 人口・世帯数の推移

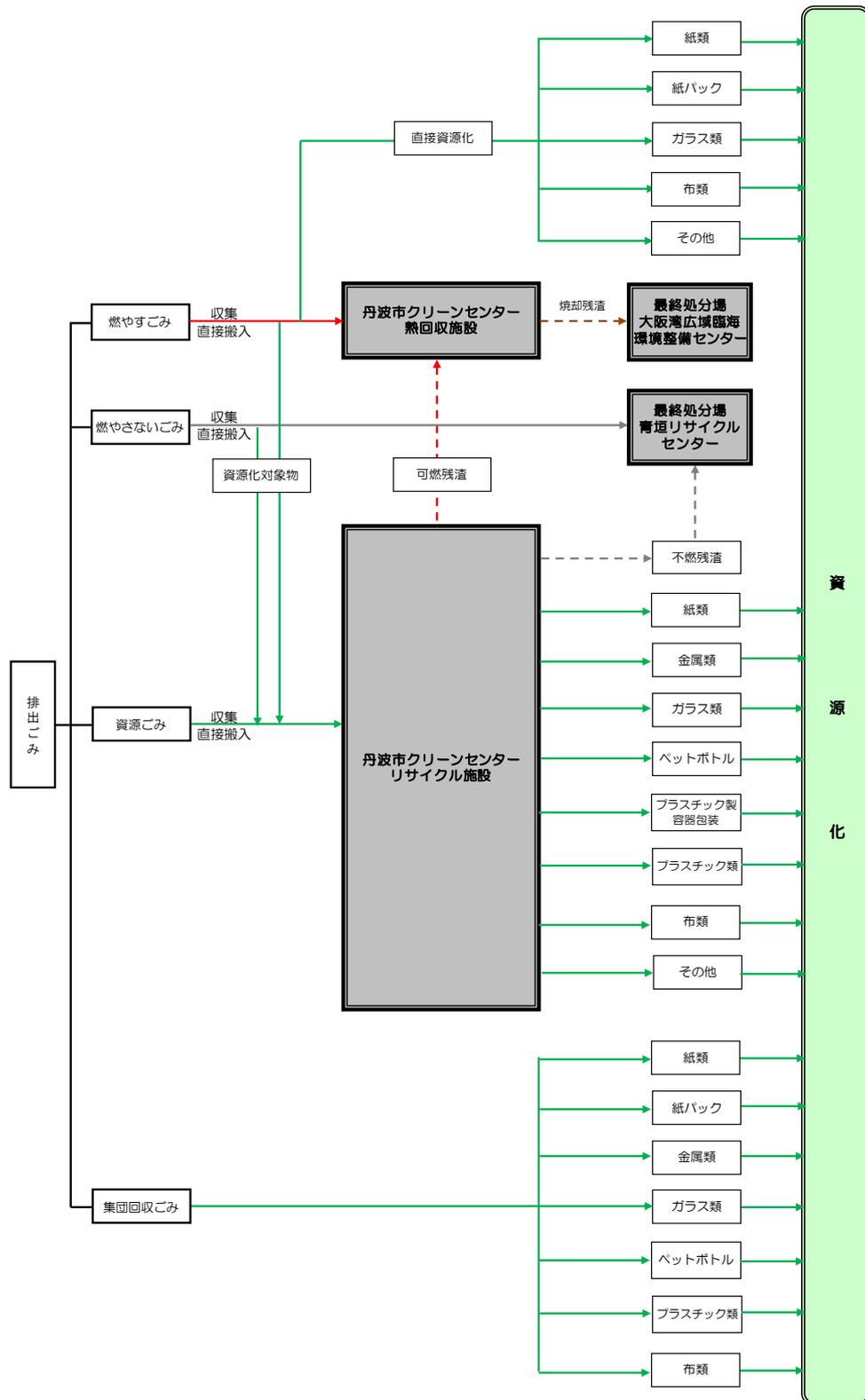


1 ごみ処理の状況

(1) ごみ処理体制

ごみ処理の流れ

◆図7 ごみ処理体制（フロー図）（平成27年度）



ごみの分別区分

◆表1 ごみ分別区分

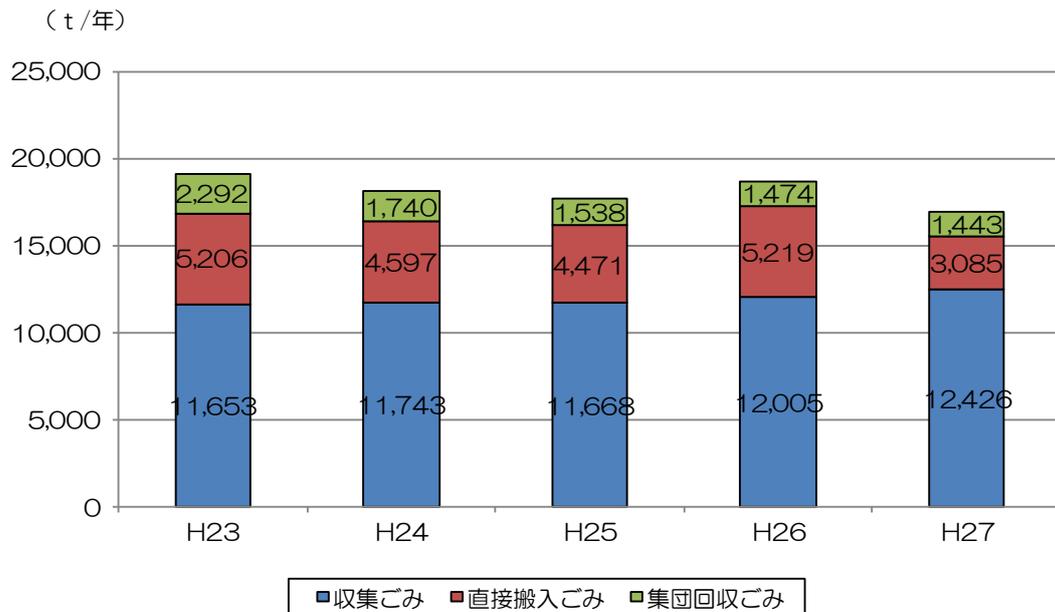
分別区分	内 容 例	備 考	
燃やすごみ	落ち葉、剪定枝、生ごみ、革製品、紙おむつ、スポンジ、食品保存ラップ プラマークのついていないプラスチックなど	ステーション回収	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	プラマークのついているプラスチック、発泡スチロール、白色トレイなど	ステーション回収
	ペットボトル	PETマークのついているペットボトル	
	かん	食品や飲料のかん、スプレーかんなど	
	びん類	調味料のびんやジャムのびん、ワインボトル、化粧品のびん	
	金属類	即席うどんのアルミ鍋、鍋、フライパン、釘、時計、ねじ、容器の金属キャップなど トースター、電気コード、掃除機など小型家電製品	ステーション回収
	古紙類	紙パック（牛乳・ジュースなどの紙製飲料容器） 新聞 新聞折り込みチラシ、雑誌・包装紙や紙箱、紙マークのついている雑がみ 段ボール	
	蛍光灯	直管型、円形、ボール形	ステーション回収
	電池類	乾電池、水銀体温計、100円ライター（山南地域では「燃やすごみ」）など	ステーション回収
	古布類	使用済みの衣類やシートなどで洗濯したもの、Tシャツ、スポン、ジャンパーなど	
	リターナブルびん	ビールびん、酒（一升）びん	拠点回収
粗大ごみ	指定袋やコンテナに入らないもの、1品10kg以上の重さのもの	個別申し込み	
燃やさないごみ （ガラス・陶磁器類）	耐熱ガラス製品、窓ガラス、豆電球、電球、レンズなどのガラス製品 茶碗、湯飲みなどの陶磁器製品	ステーション回収	
	がれき類（コンクリート、レンガ、瓦、ブロック（鉄筋は除く））	個別持ち込み	
受入れ・処理が できないごみ	産業廃棄物、プロパンガスボンベ、農業に関する廃棄物、消火器、注射器など 家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機） その他リサイクル推奨品（パソコン、インクカートリッジ、ボタン電池 小型充電式電池、原動機付自転車、単車）		

(2) ごみの排出量

ごみ排出量の推移

ごみの総排出量は平成26年度が災害等の影響で増加しているが、全体的には減少傾向である。区分別では、収集ごみが微増傾向、直接搬入ごみ及び集団回収ごみが減少傾向となっている。

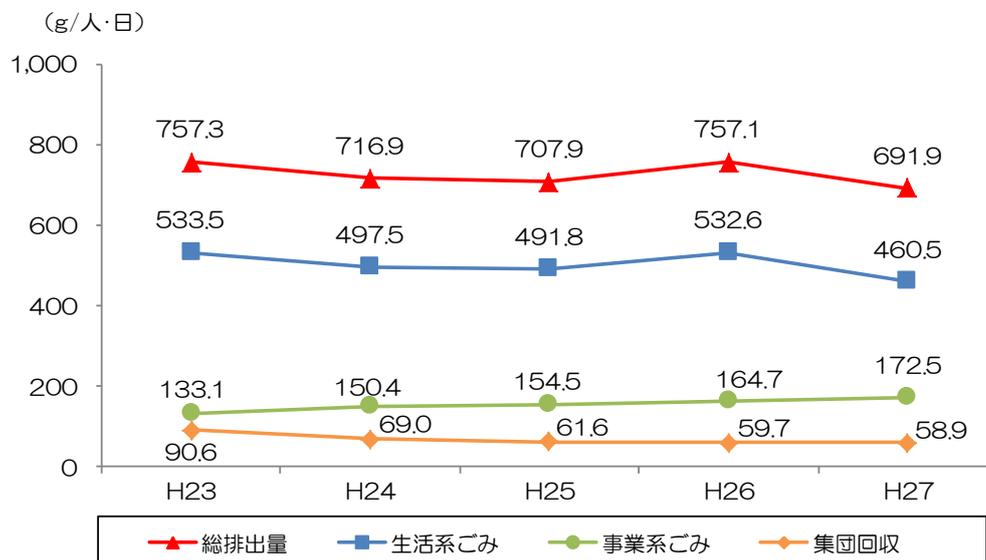
◆図8 ごみ排出量の推移



一人一日当たり排出量の推移

一人一日当たり排出量の推移をみると、総排出量、生活系ごみ量、集団回収量は減少傾向であるが、事業系ごみ量は増加傾向となっている。

◆図9 一人一日平均排出量の推移



(3) ごみの減量・資源化の実績

有料化の状況

①収集ごみ

本市で指定袋を使用しているのは、燃やすごみ及びプラスチック製容器包装のみである。また、粗大ごみは事前の申し込みが必要である。

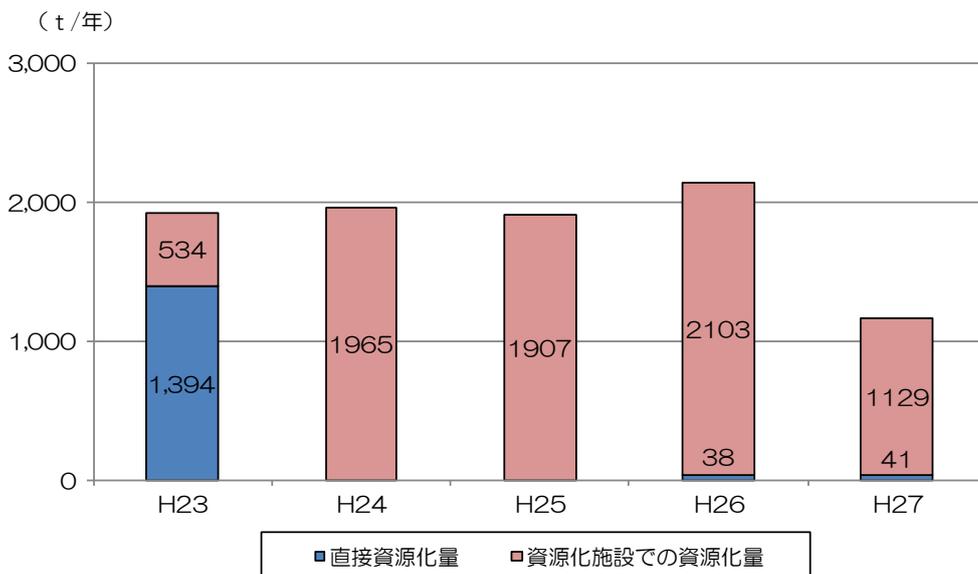
②直接搬入ごみ

燃やさないごみ（がれき類）については、事前申請の必要があるが、それ以外のごみについては随時搬入が可能である。

分別収集による資源化の状況

資源化量の推移は、平成26年をピークに減少傾向に転じている。

◆図 10 資源化量の推移

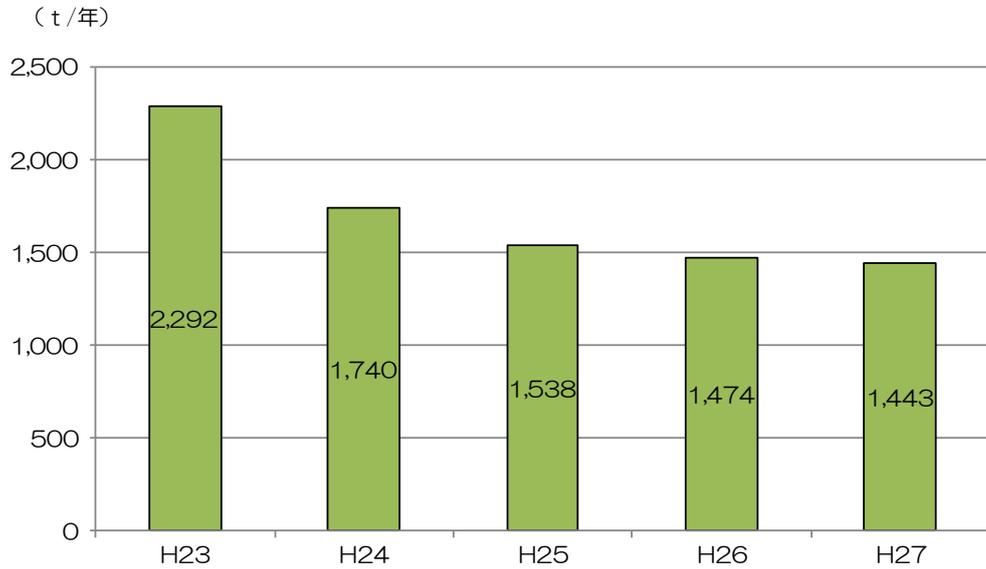


集団回収量の状況

現在、紙類、紙パック、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類及び布類を対象に集団回収を実施している。

集団回収量の推移をみると、年々減少している。

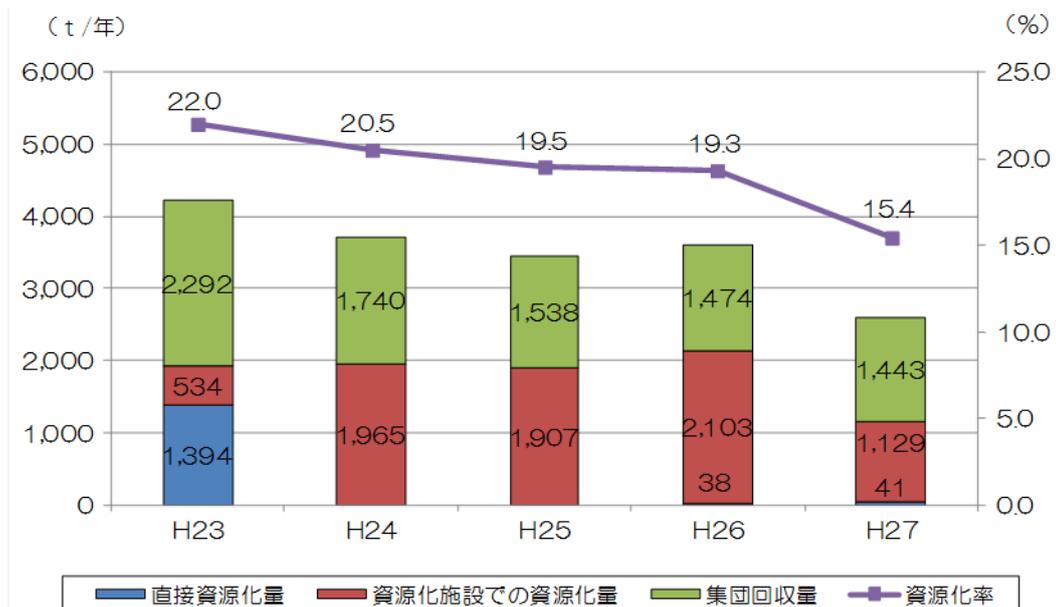
◆図 11 集団回収量の推移



リサイクル率

資源化量の減少に合わせて、リサイクル率（資源化率）も減少している。

◆図 12 リサイクル率の推移



(4) ごみ処理システム

収集運搬の現況

収集・運搬は、直営収集及び業者への委託収集により行っている。
また、排出形態及び収集頻度をごみの分別区分により定めている。

◆表2 収集運搬体制

分別区分		排出形態		収集回数	収集方法	
生活系	資源ごみ	燃やすごみ	指定袋	ごみステーション	2回/週	直営収集・委託収集
		プラ製容器包装	指定袋	ごみステーション	1回/週	
		ペットボトル	市販透明袋 または コンテナ		1回/月	
		かん				
		びん				
		金属類				
		紙パック	ひも		1回/2か月	
		蛍光灯				
		電池類	市販透明袋		拠点	1回/3か月
		新聞	ひも			
		雑誌・雑がみ				
		段ボール				
		古着類	市販透明袋			
		ビールびん・酒びん	個別又はケース			
	粗大ごみ	—	—	—	直営収集	
	燃やさないごみ（ガラス・陶磁器類）	市販透明袋	ごみステーション	1回/月	直営収集・委託収集	
事業系		燃やすごみ	—	—	随時	許可業者収集
		資源ごみ	—	—	随時	許可業者収集
		燃やさないごみ（ガラス・陶磁器類）	—	—	随時	許可業者収集

中間処理の現況

中間処理施設は、平成27年度から丹波市クリーンセンターが、熱回収施設及びリサイクル施設として稼働している（山南地域は篠山市清掃センターで処理）。

処理対象は、燃やさないごみ（がれき類）を除くすべてであり、焼却及び資源回収を行っている。

◆表3 中間処理施設の概要

施設名称		丹波市クリーンセンター	
熱回収施設	竣工年月	平成27年3月	
	処理能力	46 t /日 (23t/24h×2基)	
	処理方式	連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）	
	灰処理	埋立処分	
	余熱利用	温水発電（12万kW/年）	
リサイクル施設	竣工年月	平成27年3月	
	処理能力	9 t /5h	
	処理方式	不燃・不燃性粗大ライン	： 破碎＋機械選別＋貯留
		プラスチック製容器包装ライン	： 破袋＋手選別＋圧縮梱包
		ペットボトルライン	： 手選別＋圧縮梱包
		びん・缶兼用ライン	： 手選別＋機械選別圧縮＋圧縮
		発泡スチロールライン	： 減容固化
蛍光灯ライン	： 破碎		

最終処分場の概要

ごみの最終処分は、焼却残渣を大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）にて、リサイクルセンターからの処理残渣及び燃やさないごみ（がれき類）を青垣リサイクルセンター（最終処分場）にて埋立処分を行っている。

◆表4 最終処分場の概要

施設名称		青垣リサイクルセンター
最終処分場	竣工年月	平成12年4月
	埋立面積	3,400㎡
	埋立容量	20,500m ³
	埋立対象	焼却処理残渣・燃やさないごみ
	しゃ水工	二重シート
	浸出水処理	10m ³ /日

(5) 一般廃棄物（ごみ）処理事業経費

新施設（丹波市クリーンセンター）の建設に伴う歳出が平成25年度、26年度と多くなっているが、平成27年度にはそれまでの水準近くまで戻っており、建設費を除く1人あたり及び1tあたりの処理費に大きな変化はない。

◆表5 ごみ処理経費の実績

区分		H23	H24	H25	H26	H27	
歳出（千円）	建設改良費	工事費					
		収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	39,088	46,545	717,670	3,923,271	108,274
		最終処分場	39	19	65	16	260
		その他	0	0	0	0	24,293
	小計	39,127	46,564	717,735	3,923,287	132,827	
	調査費	4,988	8,316	3,938	36,326	1,161	
	計	44,115	54,880	721,673	3,959,613	133,988	
	処理及び維持管理費	人件費					
		一般職	88,831	73,685	71,764	60,651	57,555
		技能職					
		収集運搬	33,886	19,484	20,003	20,517	30,863
		中間処理	127,404	126,957	134,019	137,997	114,112
		最終処分	8,854	8,493	9,278	6,127	3,573
		小計	258,975	228,619	235,064	225,292	206,103
		処理費					
		収集運搬費	4,222	2,226	2,711	2,574	26,506
		中間処理費	432,186	426,451	386,203	257,084	116,075
	最終処分費	4,973	21,133	18,433	24,440	37,071	
	小計	441,381	449,810	407,347	284,098	179,652	
	車両等購入費	5,870	0	0	0	0	
	委託費						
	収集運搬費	156,753	171,802	176,426	184,581	196,981	
中間処理費	15,708	13,892	14,953	18,701	263,225		
最終処分費	15,147	15,529	13,949	17,604	19,110		
その他	0	0	0	0	0		
小計	187,608	201,223	205,328	220,886	479,316		
組合分担金	0	0	0	0	0		
調査研究費	0	0	0	0	0		
計	893,834	879,652	847,739	730,276	865,071		
その他	0	0	0	0	10,104		
合計	937,949	934,532	1,569,412	4,689,889	1,009,163		
計画収集人口（人）	69,098	69,097	68,415	67,667	66,948		
一人当たり処理費（円/人）	13,574	13,525	22,940	69,308	15,074		
処理量（t）	16,859	16,340	16,139	17,224	15,511		
1t当たり処理費（円/t）	55,635	57,193	97,243	272,288	65,061		

(5) 課題の整理

ごみの排出・資源化

排出量については、平成26年度を除いて減少傾向を示しており、社会情勢の影響も考えられるが、排出抑制の施策の効果があったものと考えられる。今後も引き続き、ごみ全体の排出抑制への取り組みが必要である。

資源化については、資源化量、リサイクル率ともに減少している。これは、平成26年度まで行っていたプラスチックごみの固形燃料化（RPF）を新施設（丹波クリーンセンター）稼働開始とともに終了したことや、市が関与しないリサイクルシステム（古紙類回収ボックス等）に流れていった量が多くあると推測されること、資源化対象物（びん・ペットボトル等）の軽量化も影響しているためと考えられる。今後は、リサイクル率を向上させる施策が必要である。

収集・運搬

平成27年度の新施設稼働開始にあわせて全市の分別区分、排出方法を統一した。現在のところ、大きな問題はないことから今後も現状の体制を維持していくものである。

中間処理

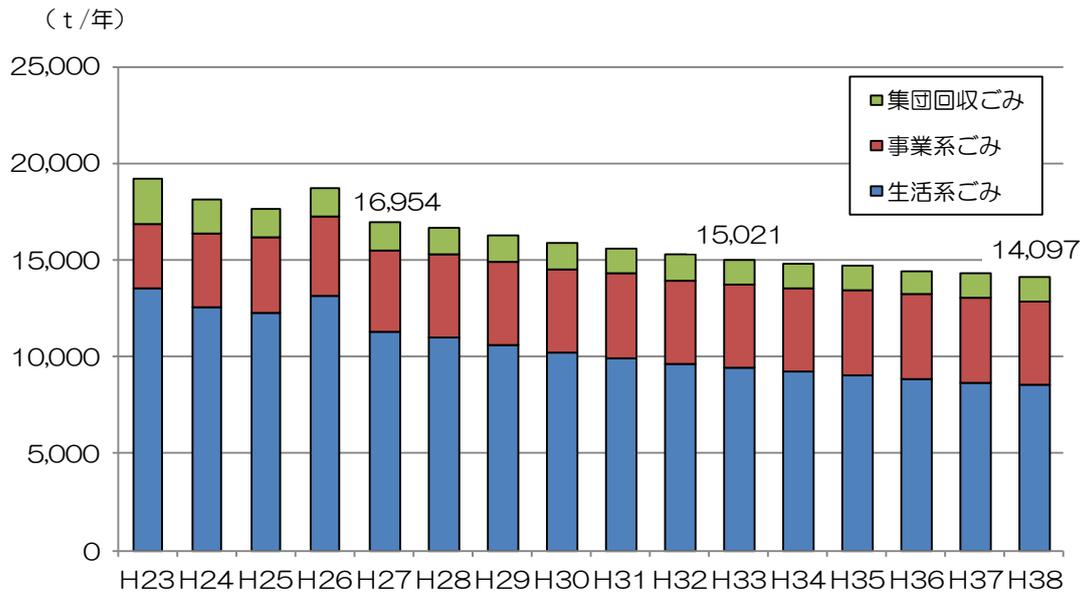
平成27年度に新施設を稼働開始しており、現在のところ大きな問題はないことから今後も現状の体制を維持していくものである。

最終処分

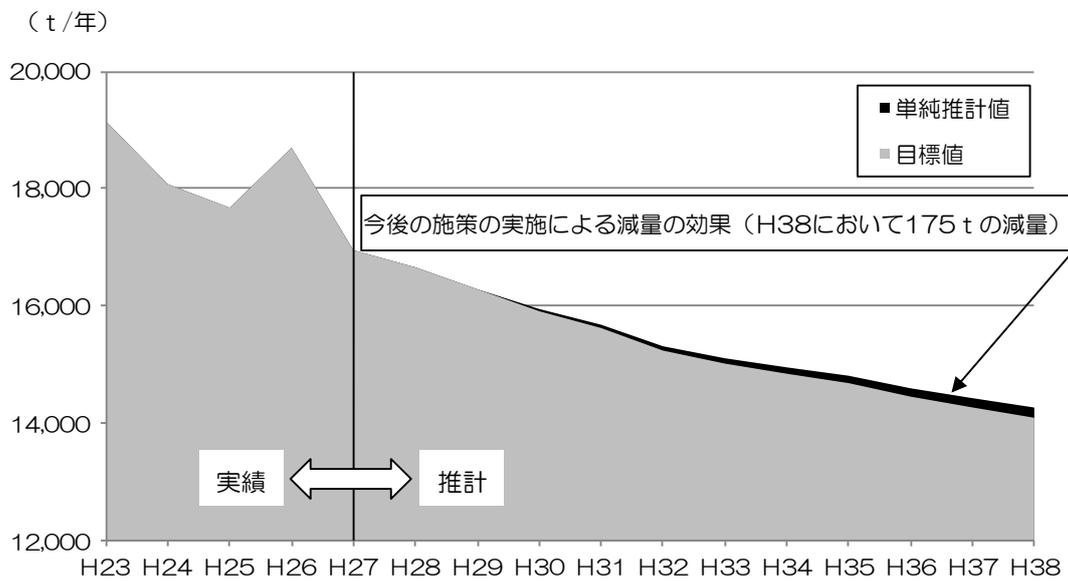
本市においては、焼却残渣を大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）にて、リサイクルセンターからの処理残渣及び燃やさないごみ（がれき類）を青垣リサイクルセンター（最終処分場）にて埋立処分を行っている。

現在のところ大きな問題はないことから、当面は現状と同様に埋立処分を行うものとし、残余容量を把握しながら、今後の処分方法を検討していくことが必要である。

◆図 13 ごみ排出量（目標値）の推移



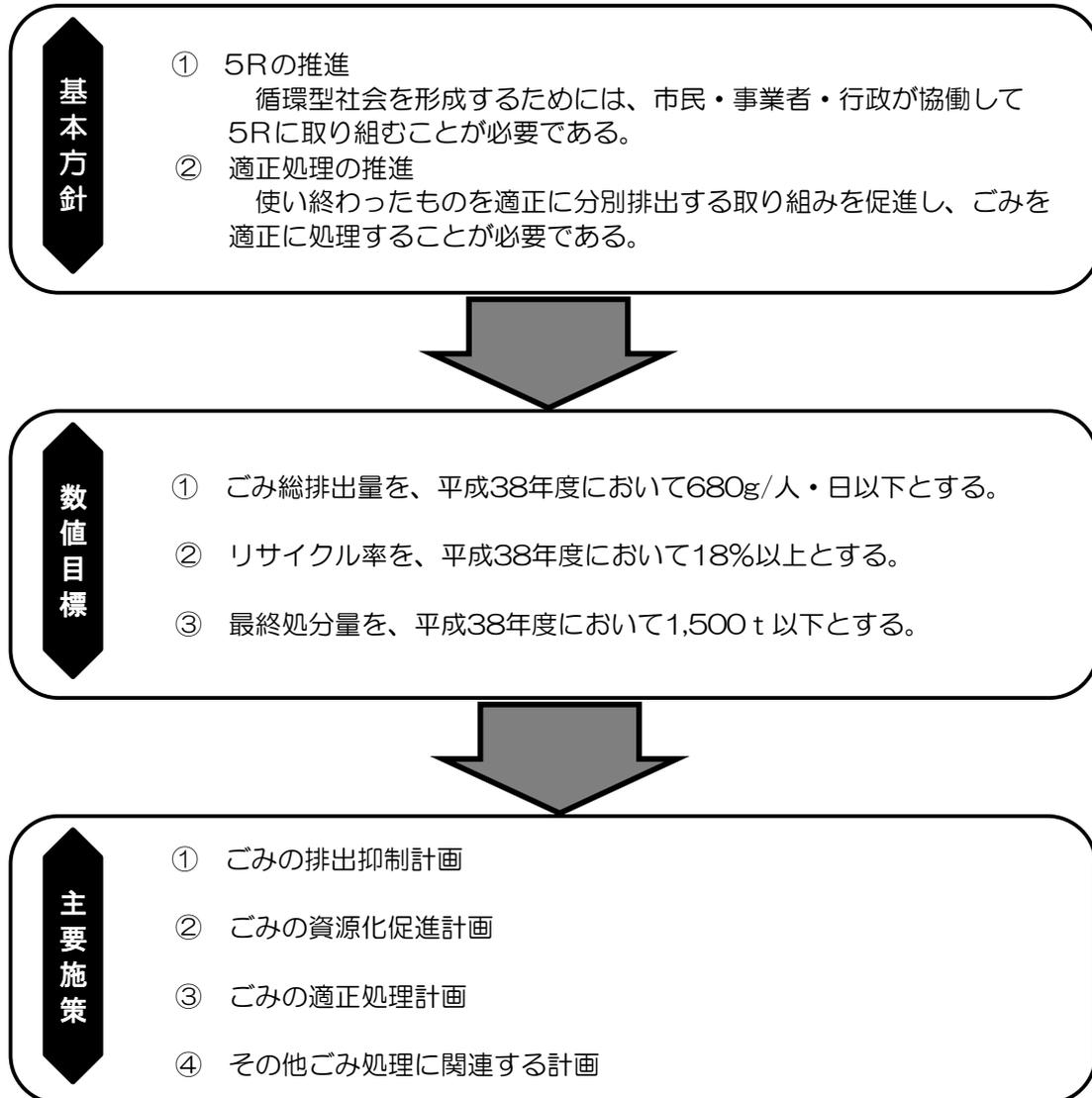
◆図 14 単純推計値と目標値の推移



(3) 施策の体系

本市において、循環型社会形成を構築するため、市民・事業者・行政が協働して施策に取り組むものとする。このため、『①5Rの推進、②適正処理の推進』を柱とした施策を展開していくものとする。

◆図 15 施策の体系



(4) 主要施策

ごみを排出抑制するために

【ごみの排出抑制の方法】

①市民

- ア. 生ごみの水切り
- イ. 無駄の少ない食生活
- ウ. 使い捨てライフスタイルの見直し
- エ. 家電製品等の適正処理
- オ. 包装ごみ等の排出抑制
- カ. 使い捨て商品の利用自粛
- キ. 生ごみ堆肥化の推進
- ク. 環境教育への積極的な参加

②事業者

- ア. ごみを発生させない販売活動の展開
- イ. 食品ロスの削減
- ウ. 使い捨て商品の利用自粛と自主回収
- エ. 事業所での紙ごみの発生抑制
- オ. 行政施策への積極的な協力
- カ. 集団回収への協力
- キ. 生ごみ堆肥化の推進

③行政の役割

- ア. 市民の意識改革
- イ. 多量排出者への指導
- ウ. ごみ減量化に関する啓発の強化
- エ. 食品ロスの削減
- オ. 環境教育の実施
- カ. ごみ手数料徴収の継続
- キ. 分別指導の継続
- ク. 生ごみ堆肥化の推進
- ケ. 各自治会への訪問及び説明会の開催

【ごみの資源化の方法】

①市民

- ア. 分別収集への協力
- イ. 集団回収への積極的な参加
- ウ. 再生利用商品等の積極的利用（グリーンコンシューマー活動への参加）

②事業者

- ア. フリーマーケット等への積極的な参加
- イ. 店頭での分別回収の促進
- ウ. 再生利用品の積極的利用

③行政の役割

- ア. 焼却残渣の資源化
- イ. 分別収集の推進
- ウ. フリーマーケット等の開催と情報提供
- エ. 集団回収実施団体への奨励制度の継続
- オ. 再資源化に対する情報の提供

収集・運搬計画

①収集・運搬計画に関する基本方針及び主体

収集・運搬は、市民から排出されるごみを集め、市民の生活環境に支障が生じないように、中間処理施設あるいは最終処分場まで運搬することである。

本市においては、収集・運搬は、現状と同様に生活系では直営及び委託で、事業系では許可業者で行うものとする。

②収集区域の範囲

収集区域は本市全域とする。

③収集・運搬体制

今後の収集・運搬体制は、現状の体制を維持していくものとする。

中間処理計画

①中間処理計画に関する基本方針及び主体

中間処理は、収集・運搬されたごみを減量化・資源化・安定化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程である。

本市では、基本的には、現状の処理方法を継続していくものとする。

②中間処理の方法

平成27年度より供用を開始した丹波市クリーンセンターにおいて、燃やすごみは焼却処理、燃やさないごみ、資源ごみ及び粗大ごみは破碎・選別などの処理を行い、資源化を行っている。

今後も、施設の適正な運転管理に努めながら現状の処理体制を維持していくものとする。

③余熱利用方法

ごみを焼却する場合の熱エネルギーは、温水等の利用可能なエネルギーに変換が可能であり、給湯、暖房、発電等の目的に応じて利用できる。

本市の焼却処理施設では、温水による発電で得られた電力を施設内利用している。

今後も、施設の適正な運転管理に努めながら現状の利用体制を維持していくものとする。

④旧施設の利用計画

各施設の取扱いは、下表に示すとおり実施するものとする。

◆表7 現行施設の利用計画

施設名称	区分	新施設供用開始後の取り扱い
旧ひかみクリーンセンター	焼却処理施設	平成28年度に解体完了
旧春日クリーンセンター	焼却処理施設	廃止し、年次計画により解体
旧市島クリーンセンターさつき苑	焼却処理施設	廃止し、年次計画により解体
旧氷上リサイクルセンター	中間処理施設	平成28年度に解体完了
旧青垣リサイクルセンター	中間処理施設	廃止し、年次計画により解体
旧春日クリーンセンター	中間処理施設	廃止し、年次計画により解体
旧柏原リサイクルセンター	中間処理施設	廃止し、年次計画により解体

最終処分計画

①最終処分計画に関する基本方針及び主体

本市から排出される焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）にて、またリサイクル施設からの処理残渣や燃やさないごみ（がれき類）については青垣リサイクルセンターにて埋立処分を行っている。

当面は現状と同様に埋立処分を行うが、埋立完了が近づいている最終処分場について、今後、残余容量を把握するとともに、今後の処分方法も検討していくものとする。

②最終処分の方法

最終処分の方法は、現状と同様の埋立処分を行うものとする。

③旧施設の利用計画

各施設の取扱いは、下表に示すとおり実施するものとする。

◆表8 現行施設の利用計画

施設名称	区分	新施設供用開始後の取り扱い
旧氷上リサイクルセンター	最終処分場	廃止
旧春日クリーンセンター	最終処分場	廃止

1 生活排水処理の状況

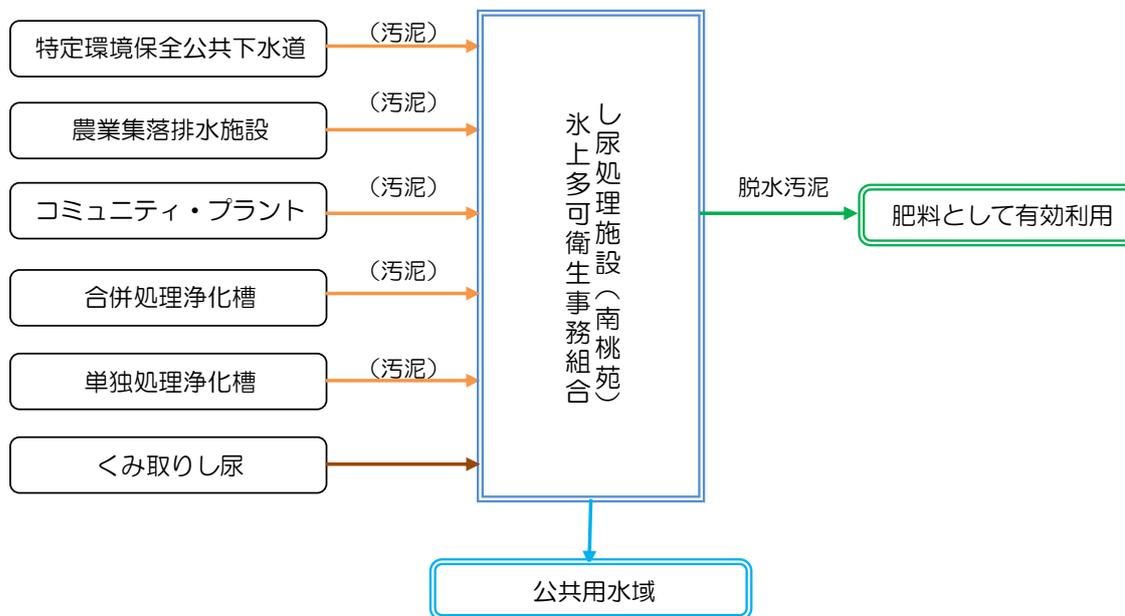
(1) 生活排水処理の状況

生活排水処理の体系

本市で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽で処理されているが、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の世帯等では生活雑排水が未処理となっている。

また、山南地域の特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する汚泥及びくみ取りし尿については、本市が西脇市、多可町と共同で設置しているし尿処理施設（氷上多可衛生事務組合（南桃苑））に搬入し、処理している。

◆図 16 生活排水処理体系図



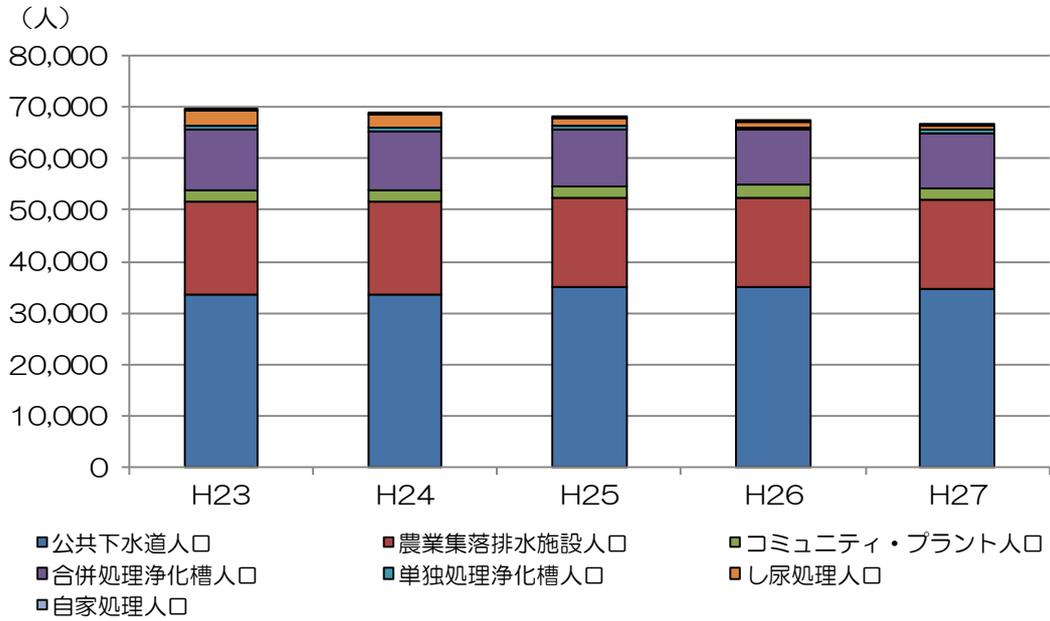
◆表 9 汚水処理施設の対象となる生活排水及び処理主体

汚水処理施設	対象となる生活排水の処理			処理主体
	し尿	生活雑排水	浄化槽汚泥	
公共下水道	○	○		本市
特定環境保全公共下水道	○	○		本市
農業集落排水施設	○	○		本市
コミュニティ・プラント	○	○		本市
合併処理浄化槽	○	○		個人等
単独処理浄化槽	○			個人等
し尿処理施設	○		○	氷上多可衛生事務組合

生活排水処理形態別人口の推移

下水道の普及に伴って汚水衛生処理率は上昇しており、し尿のくみ取り人口は大きく減少している。平成27年度の汚水衛生処理率は約98%となっている。

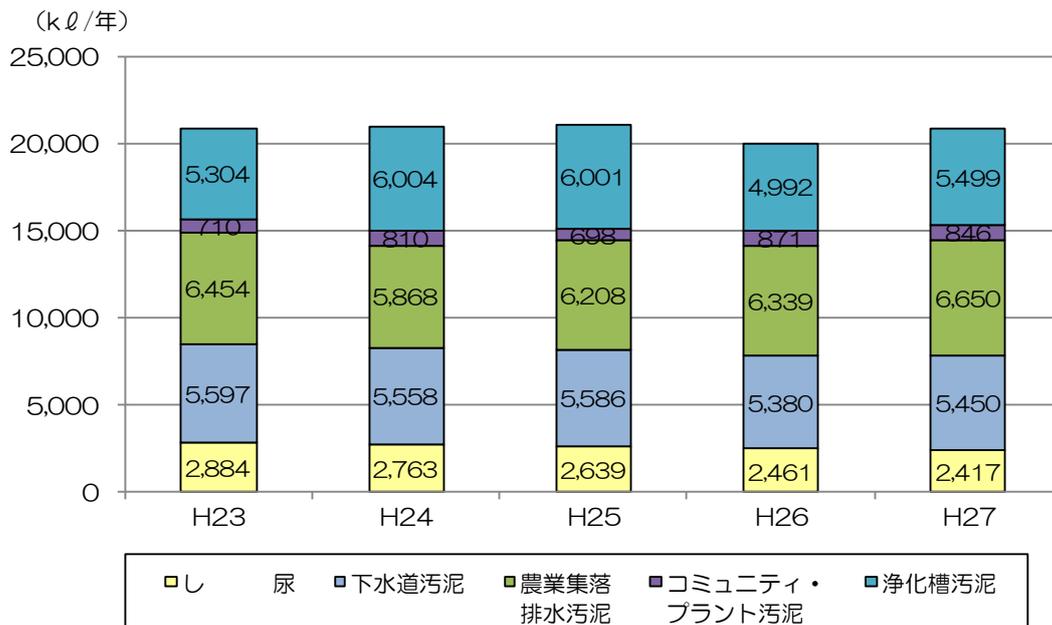
◆図 17 生活排水処理形態別人口の推移



し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

し尿の排出量は減少傾向であり、農業集落排水汚泥、コミュニティ・プラント汚泥及び浄化槽汚泥は増加傾向となっている。

◆図 18 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移



し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況

本市で排出されるし尿は許可業者によって、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の汚泥については直営及び委託業者（許可業者）によって収集・運搬を行っている。

なお、し尿のくみ取り手数料は収集業者が、浄化槽清掃手数料は市が従量制により徴収している。

中間処理の状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥は氷上多可衛生事務組合にて中間処理を行っている。

氷上多可衛生事務組合において、水処理に伴い発生する最終残渣である汚泥は脱水後、発酵処理により、肥料等として有効利用している。

(2) 生活雑排水対策の状況

本市では、未処理の生活雑排水の処理率を向上させるため、浄化槽区域において、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付している。

(3) 生活排水処理に関する課題

生活雑排水の未処理放流

本市における汚水衛生処理率は平成19年度以降90%を超え、概ね普及しているものと考えられるが、未だ、単独処理浄化槽及びくみ取り人口が存在しており、これらの家庭から生活雑排水が未処理で放流されている。環境への負荷を軽減するため、集合処理施設への接続と合併処理浄化槽設置の普及促進等を図る必要がある。

浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置については、浄化槽区域における新設又はくみ取り・単独処理浄化槽からの切り換えなどに対し補助金を交付しているものの、個人負担が大きいことや世帯の高齢化等の影響で設置数も近年、減少傾向にある。今後はさらなる汚水衛生処理率の向上のため、未設置者に対する啓発が必要である。

浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽については、設置者（市民や事業者）が定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となる。

また、浄化槽においては、浄化槽法第7条と第11条に基づく処理水質の検査のほか、年に1回の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられているが、合併処理浄化槽の維持管理は所有者に委ねられているため、適切な維持管理の周知徹底と啓発が必要である。

収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、経年的に減少傾向にあり、特にし尿は、工事現場等の臨時的なものを除き、将来的にはなくなる方向であり、くみ取り世帯の実状等を踏まえ効率的な収集体制に整備していく必要がある。また、浄化槽汚泥についても本市の将来人口を十分勘案しながら適切な収集体制を維持する必要がある。

集合処理施設の適切な配置等を含めた計画の見直し

本市の集合処理施設の整備は昭和33年にはじまったこともあり、施設の老朽化や各設備の経年劣化といった問題が生じている。

さらに今後予想される人口減少と厳しい財政事情を前提とするならば、効率的な施設配置と現行施設の統廃合、地域性や経済性を踏まえた集合処理、個別処理といった処理形態も含め、柔軟で、より効果的な生活排水処理計画を検討する必要がある。

2 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

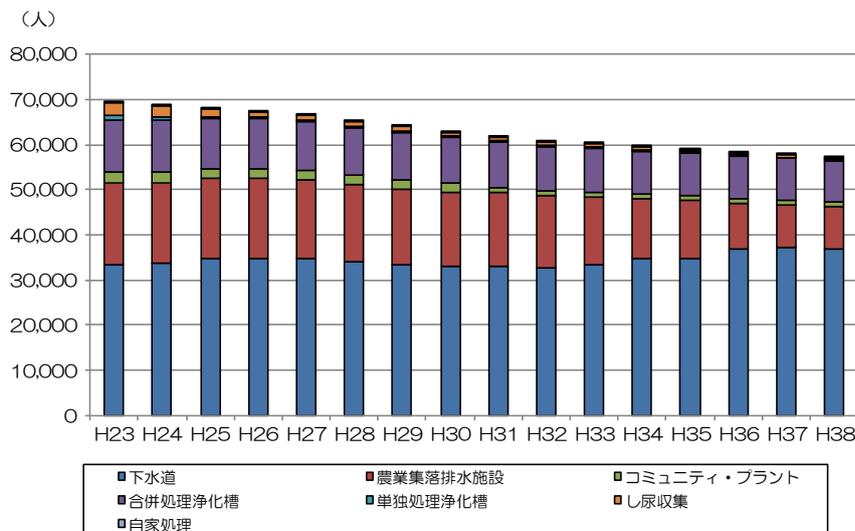
- 基本方針1：下水道接続率の更なる向上と施設整備の推進
- 基本方針2：合併処理浄化槽の普及促進と単独処理浄化槽からの転換の推進
- 基本方針3：浄化槽の清掃・メンテナンス実施の啓発
- 基本方針4：市民に向けた生活排水処理の必要性の啓発

(2) 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽等汚泥量の見込み

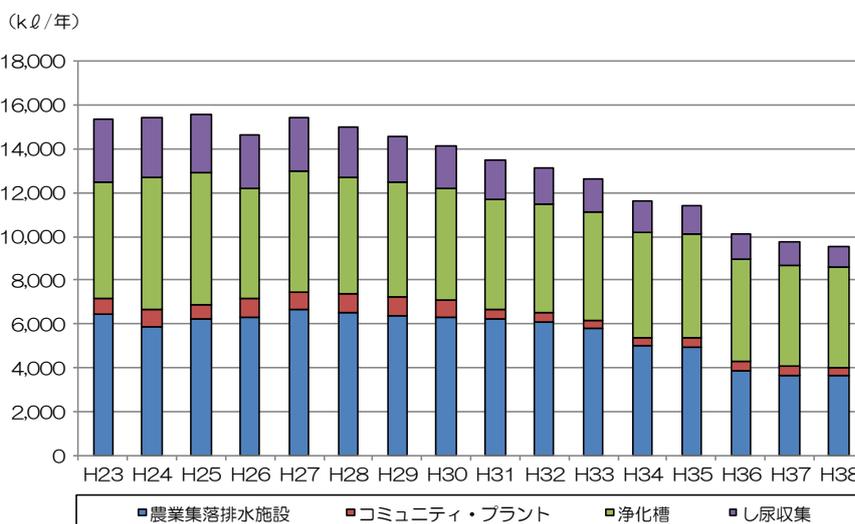
生活排水処理形態別の将来人口は、公共下水道・特定環境保全公共下水道人口が微増する以外は、その他の処理人口は減少する見込みである。

し尿・浄化槽等汚泥発生量は、平成38年度において年間9,500kL程度まで減少する見込みである。また、その内訳についてもすべてが減少する見込みである。

◆図 19 生活排水処理形態別人口の将来推計



◆図 20 し尿・浄化槽等汚泥の将来見込み



(3) 生活排水の処理計画

本計画の生活排水処理に関する基本方針に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント整備区域内にあっては、効率的な施設運営に努めるとともに未接続世帯の接続がより一層促進される効果的な施策を展開する。また、浄化槽区域にあっては、合併処理浄化槽の設置を促進することで、全市域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流をなくしていくものとする。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

排出抑制・資源化計画

中間処理施設である氷上多可衛生事務組合では、し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生する汚泥を発酵処理し、堆肥として資源化しているが、し尿・汚泥の安定的な処理という観点から、より一層農家にとって利便性の高い商品化が図られる等、効果的な循環利用が望まれる。

収集・運搬計画

し尿及び合併処理浄化槽等の汚泥の収集・運搬体制については、現行どおりを基本とするが、将来的に効率的な収集・運搬に努める。

農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの浄化槽汚泥は、直営と委託の組み合わせで対応することとし、経済的な収集・運搬に努める。

収集・運搬の範囲は、現行どおり本市全域とする。

中間処理計画

中間処理は、し尿及び浄化槽汚泥の排出量、収集・運搬量、氷上多可衛生事務組合の処理量、資源化量等を確認しながら計画を適宜見直す。

し尿及び浄化槽汚泥については、氷上多可衛生事務組合で今後も継続して処理を行うこととする。処理後発生する脱水汚泥については、氷上多可衛生事務組合において堆肥化し、有効利用を行う。

最終処分計画

現在、氷上多可衛生事務組合で発生する汚泥については、堆肥化により資源化を行っているほか、沈砂等の中間処理残渣は廃棄物処理法等に基づき適正に処分することとする。